

令和8年度

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

開設事業者 公募要項

令和8年6月

今 治 市

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

高齢化率の上昇に伴い、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して、医療と介護の連携が不足している問題があります。このため、平成24年に日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスが創設されました。

2 公募の趣旨

本市においては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、各包括単位（市内6か所）に1事業所以上定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を目指しており、介護保険法第78条の13の規定に基づき、開設事業者の公募を行います。

3 公募内容及び応募資格等

（1）公募内容

整備数	事業所の形態	対象圏域等
整備対象圏域ごとに 1事業所	一体型・連携型 どちらでも可	第9期介護保険事業計画に 定める 1 桜井・朝倉・玉川圏域 2 吉海・宮窪・伯方・上浦 大三島・関前圏域

（2）応募資格

応募ができる事業者は、以下の要件を満たすことが必要となります。

ア	応募主体は、法人格を有していること。（営利・非営利は問わない）
イ	令和8年4月1日時点で、今治市内において指定介護サービス事業所を開設・運営している法人であること。
ウ	関係法令等を遵守できるもので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有すること。
エ	法人に国税・県税及び市税の滞納がないこと。法人代表者についても今治市税の滞納がないこと。
オ	令和9年度中に開設事業完了できること。
カ	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないものであること。

4 開設計画について

開設計画については、以下の点に留意してください。要件を満たさない場合は受付できません。

(1) 土地・建物等について

① 既存の建物を活用する場合

・用途変更後の図面を作成し、都市計画法・建築基準法等関係法令に適合しているか関係課に確認をとってください。

② 新たに建物を創設する場合

・計画地の利用制限につき、関係法令（都市計画法・農地法・農業振興地域の整備に関する法律等）を確認し、事業所を開設することについて、関係部局・機関に確認をとってください。

(2) 整備・運営等について

・整備・運営計画の策定にあたっては、下記の条例等を遵守するとともに、建築基準法及び消防法、その他関係法令も合わせて遵守したものとしてください。

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年今治市条例第 43 号)

5 開設事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 開設事業者は、「今治市地域密着型サービス拠点等整備事業者選定審議会」の審査及び「今治市介護保険運営協議会」の意見聴取を経て市長が決定します。
- ② 審査は、事務局による書類審査・ヒアリングの後、選定審議会において応募事業者の書類審査・ヒアリングを行います。

(2) 審査基準

主に次の項目についての審査を行います。

	評価項目	選定項目
1	運営主体について	・法人の理念、姿勢 ・事業実績
2	事業の目的及び運営方針について	・事業応募の動機 ・事業の理解と取組
3	事業所の開設計画について	・立地場所 ・事業所の設備

4	事業内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の形態 ・通常の事業の実施地域 ・人員基準 ・設置する機器等
5	職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・配置（予定）職員の資質 ・職員の確保、資質向上に対する方策
6	運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守体制 ・地域貢献への方策 ・運営基準を満たすための取組 ・安定的な経営の実現性 等
7	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・1から6の各項目以外にアピールできる項目

6 応募手続き

(1) 申込意向確認書の提出

応募予定の方は、申込意向確認書（別紙1）を期日までに提出してください。

【申込意向確認書の提出期限】

令和8年7月31日（金）午後5時まで

※ 持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出してください。申込意向確認書の提出なき場合、公募申込書の提出はできません。

(2) 応募書類の提出

応募事業者は、公募申込書（様式1）及び関係書類（以下「応募書類」という。）を期日までに提出してください。

【応募書類の受付期間】

申込意向確認書受理後 ～ **8月31日（月）午後5時（期限厳守）**

※ 必ず電話で予約の上、持参（郵送不可）してください。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除きます。 電話番号：0898-36-1526

※ 受付時間は午前9時～午後5時まで

【応募書類の提出場所】

今治市別宮町一丁目4番地1

今治市 健康福祉部 健康福祉政策局 介護保険課（第2別館1階）

(3) 提出書類の体裁等

提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となりますので、以下の体裁を整えた上で提出してください。

- ・ 資料は、証明書類など既定のものや図面等を除き、原則A4版に統一すること（A3折込み可）
- ・ 全体の目次を付け、「(4) 応募にかかる提出書類一覧」の順番に綴ること
- ・ 項目ごとに提出書類一覧の番号表記のインデックスを付けた仕切り紙（白紙）を綴ること
- ・ 提出書類は左側に穴をあけてファイルに綴じ、表紙及び背表紙には、「令和8年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設事業応募書類 法人名」と記載すること。

(4) 応募にかかる提出書類一覧

書類名	記載内容	様式
1 公募申込書	所定の様式	様式1
2 誓約書	所定の様式	様式2
3 定款又は寄付行為	最新のもの	
4 法人登記簿謄本	申込日前3か月以内に発行されたもの	
5 納税証明書等	法人：国税・県税・市税について未納がないことがわかる証明書 法人代表者：今治市税が賦課されている場合、市税未納がないことがわかる証明書	国税：納税証明書(その3の3) 県・市税：完納証明書
6 事業者概要	①事業経歴・実績 ②事業者の基本的事項 ・代表者の履歴 ・役員構成等 ③事業者の概要（既に運営している事業の詳細がわかるもの。パンフレットでも可。）	任意様式
7 決算書等	①最近3年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容	任意様式
8 事業計画書	所定の様式	様式3
9 予定スケジュール	開設までの日程表	任意様式
10 開設予定地	①周辺地図・公図 ②現況写真 ③土地・建物登記簿謄本 ④土地・建物の取得・貸与の場合はその確約書等	任意様式

1 1	基本計画図面	建物の配置図、平面図、立面図、各室面積表	任意様式
1 2	資金計画書	①開設資金計画 ②資金借入れがある場合は、借入金償還計画 ③収支見込シミュレーション	任意様式
1 3	関係部局との協議書	土地の利用制限、建物の建築基準について、関係部局との協議経過を記録したもの	参 考 様 式

※ 上記のほか、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募書類にかかる留意事項

- ① 正本1部、副本9部（コピー可）の計10部ご提出ください。
- ② 正本には法人登記簿謄本、納税証明関係書類の原本を添付してください。
- ③ 提出のあった申込意向確認書及び応募書類（以下「応募書類等」という。）は、審査・選考後においても返却しません。
- ④ 応募書類等の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。
- ⑤ 市から求めた応募書類等の修正・追加等について、指定した期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱います。
- ⑥ 他の応募事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ⑦ 公募申込後に辞退をする場合は、速やかに理由を記載した辞退届（別紙2）を提出してください。
- ⑧ 施設整備を行う事業用地（建物等を含む）権利者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰属するものであり、市はその責任を負いません。また求償権の行使についても同様です。
- ⑨ 応募書類等については、今治市情報公開条例（平成17年条例第19号）の規定に基づき、申請者、個人の正当な権利利益等を害するおそれがない範囲において、その内容の全部若しくは一部分を公開する場合があります。
- ⑩ 今治市暴力団排除条例（平成22年条例第50号、以下「市暴排条例」という。）第2条に既定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び市暴排条例に反する行為を行う者は一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は、審査を行うことなく失格とします。

(6) 禁止事項

- ① 応募書類等の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合は、応募を無効とします。
- ② 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者又はその関係者が、直接又は間接的に市職員・審議会の委員等に接触を行った場合は、応募無効となる場合があります。
- ③ 選定後において、関係法令に適合することが不可能となった場合や、今回の応募内容に重大な変更が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。

(7) 質問及び回答

受付期間	令和8年6月1日(月)～7月30日(木) 午後5時まで
受付方法	質問票(別紙3)によりFAX又はメールのいずれかで受付。電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。 回答は内容により、折り返し又は介護保険課ホームページにQ&Aとして随時掲載予定。 FAX:0898-34-5077 / E-mail: kaigo@imabari-city.jp

(8) 公募予定スケジュール(予定)

実施時期	実施内容
令和8年6月1日	市ホームページ等で公募実施の周知
7月31日	申込意向確認書の提出期限
申込意向確認書受理後 ～8月31日	応募書類の受付期間
9月	書類審査・ヒアリング等
10月	今治市地域密着型サービス拠点等整備事業者選定審議会で選定 今治市介護保険運営協議会の意見聴取・選定結果通知

※ 現時点での予定のため、日程は変更になることがあります。

7 開設準備等に対する補助金

- (1) 事業所開設準備に係る経費の補助については、愛媛県の地域医療介護総合確保基金の活用を検討しておりますが、金額については現在のところ未定です。
- (2) 市単独による整備補助はありません。
- (3) 本公募に基づく応募書類の内、資金計画書については、市からの補助金が交付されないものとして書類を作成してください。

8 選定後の手続き

選定審議会において事業者選定後、「今治市介護保険運営協議会」の意見聴取を経て、市長が整備事業者の決定を行います。

整備完了後、今治市において、介護保険法に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を行います。

なお、指定申請時に指定基準を満たさない場合には、指定しないことがあります。

(問い合わせ先)

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市 健康福祉部 健康福祉政策局

介護保険課 介護保険係

T E L : 0 8 9 8 - 3 6 - 1 5 2 6

F A X : 0 8 9 8 - 3 4 - 5 0 7 7

E-mail : kaigo@imabari-city.jp

申込意向確認書

令和 年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地
法人名
代表者名

印

1 応募予定開設計画の概要

事業所の形態	<input type="checkbox"/> 一体型 <input type="checkbox"/> 連携型
整備予定地	今治市
日常生活圏域	圏域
建物	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 既存の建物を活用
都市計画法の規制	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内（ <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域） <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
用途地域	

(以下、建物を創設する場合に記入)

農振法の規制	農用地区域（ <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外）
農地法の規制	<input type="checkbox"/> 甲種農地 <input type="checkbox"/> 第1種農地 <input type="checkbox"/> 第2種農地 <input type="checkbox"/> 第3種農地

※ 開設予定地の位置図・公図を添付してください。

※ 該当箇所をチェックを入れてください。記載内容は、現時点での予定を記入してください。

2 担当者連絡先

所属・担当者名	
T E L / F A X	
E m e i l	

※ 開設予定地及び担当者に変更があれば連絡してください。

【申込意向確認書の提出期限】

令和8年7月31日（金）午後5時まで

令和 年 月 日

辞 退 届

(宛先) 今 治 市 長

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名
印

令和 年 月 日付けで定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設事業者の公募申込書を提出しましたが、下記の理由により辞退しますので届け出ます。

記

辞 退 す る 理 由	
-------------	--